

広島県告示第六百二十二号

平成十六年広島県告示第九百十七号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

		JFE成品パース (国内二二二四)	岸壁から沖合五〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域
--	--	----------------------	----------------------------

を

		JFE成品パース (国内二二二四)	岸壁から沖合五〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域
		JFE原料パース (輸入) (G及びH)	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域

に改める。